

# 農家負担金軽減支援対策事業のご案内

令和7年度新規

## 1. 地域生産基盤保全強化支援事業【利子助成】

国の補助を受けて実施された土地改良事業等※の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、保全強化支援計画に従って、受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成

※担い手育成農地集積事業（公庫の無利子貸付）の対象事業を除く。

採択要件（1～4のいずれか1つに該当）

1. 目標年度までに、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加すること。

採 択 時※	目 標
80%未満	10ポイント以上増加※
80～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95～100%未満	シェア増加
100%	維持

※ 対象事業の新規採択時点の集積率とする。  
 ※ 目標集積率60%未満は採択しない。

2. 目標年度までに、高収益作物※の生産額がおおむね20%以上増加すること。

※ 高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。

3. 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

4. 先端的な技術を活用※した生産方式との適合が図られること。

※ 先端的な技術を活用とは、次ページを参照。

拡充

## 2. 農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積率が8割以上となる地区に対して、農地利用推進計画に従って利子助成

採択要件

採 択 時	目 標
80%未満	80%以上
80～100%未満	シェア増加
100%	維持

※ 採択時の集積率80%以上の地区が対象に追加

- (1) 受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成〔事業費助成型〕
- (2) 農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成〔一括前払助成型〕

## ！ 近年、利率は上昇傾向に ～ 利子助成事業で負担軽減 ～

元金が同額でも利率の上昇により利息総額がこれほど増加！

利子助成事業を活用すると負担利息が1/6に軽減

各年度の償還利息額に5/6の助成金が交付され、実質負担額が軽減されます

(単位：千円)

区分	借 入 金				国営事業負担金			
	R 1	R 6	R 7	R 8	R 1	R 6	R 7	R 8
借入・負担額	50,000	50,000	50,000	50,000	500,000	500,000	500,000	500,000
利率 (%)	0.21	1.35	2.25	3.25	0.07	0.80	1.10	1.70
償還利息総額	1,054	6,918	11,716	17,216	3,505	40,595	56,123	87,672
<b>利子助成総額</b>	<b>878</b>	<b>5,765</b>	<b>9,763</b>	<b>14,347</b>	<b>2,921</b>	<b>33,829</b>	<b>46,769</b>	<b>73,060</b>
実負担利息額	176	1,153	1,953	2,869	584	6,766	9,354	14,612

※ 17年償還（うち据置2年）、元利均等支払で償還する場合。

※ 保全強化支援事業で償還利子相当額の5/6相当額の助成を受けた場合。

## 採択要件「先端的な技術を活用した……」とは

対象事業地区の事業計画書又は関係資料、図面等で、以下に例示した整備が行われることを確認できること

### 【例】

大区画化（矩形おおむね1ha以上の区画整理）、  
用排水路パイプライン、遠隔監視・制御システム、  
地下水位制御システム（FOEAS、集中管理孔方式等）、  
分水ゲートの自動化（電動化含む）、自動給水栓、調整水槽、配水槽、  
自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間等移動通路、ターン農道、  
RTK-GNSS基準局、情報通信環境の整備）、  
無線草刈機導入に対応した畦畔法面の整備、  
ドローンによる薬剤散布の効率化のための区画標高の調整 等

## 保全強化支援事業の利子助成を受けるためには

### ① 支援計画を作成し認定申請する

#### ○申請者

- ・土地改良区、又は、市町村

#### ○申請期限

- ・対象事業の採択年度以降、償還を行う年度の9月末まで（事前協議後）

※地域内の受益者の同意を得ること

### ② 助成金を受け取る

#### ○申請者

- ・国営負担金の負担団体、又は、金融機関からの借入金の借入主体

#### ○助成金の交付申請

- ・認定年度以降、各年度の償還利息により助成額を算定する

## 保全強化支援事業の対象となる土地改良事業等

区 分	保全強化 支援事業 (利子助成)	対 象 事 業 名 (例)
国営事業	○	・国営かんがい排水事業 ・国営農地再編整備事業 など
道営事業・団体営事業		
土地改良法に基づく事業		
① 担い手育成農地集積事業 の対象となる事業	×	・農地整備事業 (経営体育成型、中山間地域型) ・畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型 [担い手育成対策]など) ・草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型)
② 上記以外の事業	○	・水利施設整備事業 (農地集積促進型、基幹水利施設整備型など) ・畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型 [担い手支援対策]など) ・草地畜産基盤整備事業 (草地整備型、草地整備利用促進事業) など
国の補助を受けて実施された 土地改良事業	○	・農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・農地耕作条件改善事業 ・畑作等促進整備事業 など
国の補助を受けないで実施された 土地改良事業であって、対象とな る事業を補完し、かつ、一体的に 実施されていると認められる事業	○	

国営受益者負担金（規定償還）又は借入金の償還利息に対して5/6を利子助成

### [お問い合わせ先]

北海道土地改良事業団体連合会 総務企画部企画指導課

TEL : 011-206-4039 (課直通)、E-Mail : kikaku@htochiren.jp (課代表)